

## 置戸町農業者年金協議会規約

(目的)

第1条 この会は、農業者年金の加入者、受給者等の連携を図り、農業者年金制度の拡充強化のための諸対策の推進に努め、もって農業者の老後の生活の安定と農村福祉の向上に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、置戸町農業者年金協議会(以下「会」という。)という。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、置戸町農業委員会事務局におく。

(事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農業者年金制度の拡充強化に関する事項
- (2) 農業者年金制度の啓もう普及に関する事項
- (3) 農業者年金制度に関する調査研究及び研修会に関する事項
- (4) 農村・農業者の社会福祉の充実と農業経営の近代化に関する事項
- (5) 会員相互の親睦、交流及び連絡協調に関する事項
- (6) その他

(組織)

第5条 この会は、農業者年金被保険者・受給者並びに第1条の目的に賛同する関係機関及び団体を会員として組織する。

(会費)

第6条 会員は、代議員会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

- (1) 会費は、毎年5月末日までに納入する。

(代議員)

第7条 この会に代議員をおく。

2 代議員は、次に掲げる者とする。

- (1) 会員で、かつ各地区営農集団を代表する者。
- (2) 農業委員(公選委員及び選任委員)
- (3) 関係機関及び団体の代表者
- (4) (1)から(3)の資格を喪失した時をもって代議員の資格も喪失する者とし、後任に選出された者をもって新たな代議員とする。

(役員)

第8条 この会に、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	2名
理事	若干名
監事	2名

( 役員 の 選 出 )

第 9 条 この会の理事及び監事は、代議員会において選出する。

- 2 会長は、置戸町農業委員会会長とする。
- 3 副会長のうち 1 名はきたみらい農業協同組合置戸支所運営委員長とし、他の 1 名は置戸町農業委員会会長職務代理者とする。
- 4 監事のうち 1 名は、きたみらい農業協同組合置戸支所営農課長とする。
- 5 2 から 4 の資格を喪失したときをもって役員の資格を喪失する者とし、後任に選出された者をもって新たな役員とする。

( 役員 の 任 務 )

第 10 条 会長は、この会を統轄し、この会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代理する。
- 3 理事は、この会の運営に当たる。
- 4 監事は、この会の会計及び業務の執行状況を監査する。

( 会 議 )

第 11 条 この会の会議は、代議員会及び理事会とし、必要に応じて随時会長が召集する。

- 2 代議員会及び理事会の議長は、会長があたる。
- 3 代議員会及び理事会は、それぞれ代議員及び理事の過半数の出席をもって成立する。
- 4 代議員は、次に掲げる事項を審議する。
  - ( 1 ) 規約の制定及び変更に関する事
  - ( 2 ) 事業報告及び収支決算に関する事
  - ( 3 ) 事業計画及び収支予算に関する事
  - ( 4 ) その他必要な事項
- 5 理事会は、次に掲げる事項を審議する。
  - ( 1 ) 代議員会に提出する議案に関する事
  - ( 2 ) この会の運営に関する事
  - ( 3 ) その他必要な事項
- 6 代議員会及び理事会の議決は、出席者の過半数をもって決する。

( 経 費 )

第 12 条 この会の経費は、会費（年会費）・賛助会費及びその他の収入をもってこれに充てる。

( 事 業 年 度 )

第 13 条 この会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。ただし、初年度においてはこの限りではない。

附 則

この規約は、平成 6 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。